［削る］

（基盤施設計画に係る認定の申請）

第四条　商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が法第七条第一項又は第二項の規定により基盤施設計画に係る認定を受けようとする場合において、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所にあってはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条において同じ。）に、全国商工会連合会又は日本商工会議所（以下「全国団体」という。）にあっては経済産業大臣に、それぞれ様式第三による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、商工会等が基盤施設事業を実施する場合にあっては次の第一号から第四号までに掲げる書類を、商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあっては次の第一号から第七号までに掲げる書類をそれぞれ添付しなければならない。

一　当該商工会等の定款

二　当該商工会等の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書

三　当該基盤施設計画について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し

四　設置する施設の配置及び構造を示す図面

五　当該基盤施設事業の全部又は一部を実施する商工会等以外の者（以下「商工会等以外の実施者」という。）の定款

［削る］

［削る］

六　当該商工会等以外の実施者の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書

七　当該商工会等以外の実施者に出資し、又は拠出しているすべての者の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

（基盤施設計画の変更に係る認定の申請）

第五条　商工会等が法第八条第一項の規定により基盤施設計画の変更に係る認定を受けようとする場合において、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所にあってはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、全国団体にあっては経済産業大臣に、それぞれ様式第四による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　基盤施設計画の実施状況を記載した書類

二　当該変更について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し

三　当該変更に伴い前条第二項に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（条例等に係る適用除外）

第六条　前二条（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

備考　表中の［　］は注記である。